平成23年３月18日

各　位

会 社 名　株式会社マルタイ
代表者名　代表取締役社長　酒見　俊夫
（コード2919、福証）
問合せ先　専務取締役　武田　秀明
（TEL．092-807-0711）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年３月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年４月26日開催予定の当社第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）　当社の事業年度の末日は、毎年1月31日となっておりますが、第49期の事業年度以降について事業年度の末日を毎年３月31日に変更するものであり、詳細につきましては、本日開示の「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

（２）　社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるため、変更案第27条(社外取締役の責任限定契約)、変更案第35条(社外監査役の責任限定契約)を新設いたします。なお、変更案第27条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

（３）　上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

２．定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第11条　（記載省略）	第１条～第11条　（現行どおり）
第12条(招集) 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第12条(招集) 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第13条(定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。	第13条(定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第14条～第26条　（記載省略）	第14条～第26条　（現行どおり）
（新　　設）	第27条（社外取締役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第27条～第33条　（記載省略）	第28条～第34条　（現行どおり）
（新　　設）	第35条（社外監査役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第34条～第36条　（記載省略）	第36条～第38条　（現行どおり）
第37条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。	第39条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
第38条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。 2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第40条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第39条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。	第41条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
第40条　（記載省略）	第42条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（附則） 第１条 本定款は平成４年３月３１日から改定実施する。 改定実施　平成４年１２月３日 平成６年３月２９日 平成７年４月２６日 平成８年４月２５日 平成１０年４月２８日 平成１４年４月２５日 平成１５年４月２５日 平成１６年４月２７日 平成１９年４月２６日 平成２１年４月２３日	（附則） 第１条 本定款は平成４年３月３１日から改定実施する。 改定実施　平成４年１２月３日 平成６年３月２９日 平成７年４月２６日 平成８年４月２５日 平成１０年４月２８日 平成１４年４月２５日 平成１５年４月２５日 平成１６年４月２７日 平成１９年４月２６日 平成２１年４月２３日 平成２３年４月２６日
（新　　設）	第２条 第39条の規定にかかわらず、第49期事業年度は、平成２３年２月１日から平成２４年３月３１日までとする。
（新　　設）	第３条 第41条の規定にかかわらず、第49期事業年度の中間配当の基準日は、平成２３年７月３１日とする。
（新　　設）	第４条 附則第２条及び第３条、並びに本条は、平成２４年３月３１日まで有効であり、同日の経過をもって削るものとする。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成23年４月26日（火）予定

定款変更の効力発生日　　平成23年４月26日（火）予定

以　上